

# 事業計画書

(運搬業用)

一般廃棄物運搬業の許可申請に係る事業計画は、次のとおりです。

## 1 申請に係る実施事業の内容に関する事項

### (1) 事業の範囲

①ごみ(事業活動に伴う一般廃棄物)：運搬

### (2) 実施区域

東海市内

### (3) 運搬の対象者及び対象廃棄物

①対象者：東海市内事業所

対象廃棄物：事業活動に伴い発生する一般廃棄物であり、西知多クリーンセンターで処理可能なもの。

### (4) 実施業務内容(流れ)

①契約事業所で分別のうえ、ごみ袋または容器でまとめ置く→使用届出車両で運搬  
→西知多クリーンセンターへ搬入

### (5) 事業の用に供する施設又は従事者

別紙「事業の用に供する施設、申請者の能力に関する調書」記載のとおり。